

法令適用事前確認手続(照会書)

2021年5月6日

国土交通省 自動車局旅客課長 殿

照会者名: 株式会社しえあくる 代表取締役 後藤 善午

住 所: 愛知県名古屋市中区大須4丁目13-46

下記について、照会いたします。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答にあたって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意いたします。

記

1. 法令名および条項

道路運送法第80条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 本サービスの概要

ア 当社の既存のサービスについて

当社は、現在、「しえあくる Me」「しえあくる We」という名称で、車輛の所有者兼使用者である法人及び当該自家用自動車の共同使用を希望する法人従業員(実際には、保有者の他の従業員複数人が共同使用をすることが想定される。)間の共同使用に係る契約(以下、「共同使用契約」という。)を媒介・支援するためのSaaSサービス(以下、「当社既存サービス」という。)の提供をしている。

当社既存サービスにつき、貴省貴課に対し、令和2年7月7日に法令適用事前確認手続(照会書)(以下「前回照会書」という。<https://www.mlit.go.jp/appli/content/001356712.pdf>)を提出し、同月31日に「照会のあった事例(以下「照会事例」という。)について、貴社が提供しようとするサービスは照会法令の適用対象とならない」旨の回答(以下「前回回答」という。<https://www.mlit.go.jp/appli/content/001356713.pdf>)を受けている。

イ 本サービスについて

当社は、今般、当社既存サービスの基本的な枠組である上記照会事例、すなわち、「保有

者と共同使用者が法人とその法人の従業員であり、両者が自家用自動車の共同使用契約を締結し、両者間の金銭の授受が、貸渡の対価を含まない共同使用料の範囲で行われ、また、規約上共同で車両の整備・管理を行うことを義務付ける」仕組みを維持したまま、照会事例とは自動車の保有者が逆の事例、すなわち、法人の従業員が車両の保有者であり、法人が当該車両の共同使用を希望する場合（実際には法人の他の従業員が当該車両を法人業務のために利用することも想定される）を媒介・支援するためのSaaSサービス(以下、「本サービス」という。)の提供を開始しようとしている。

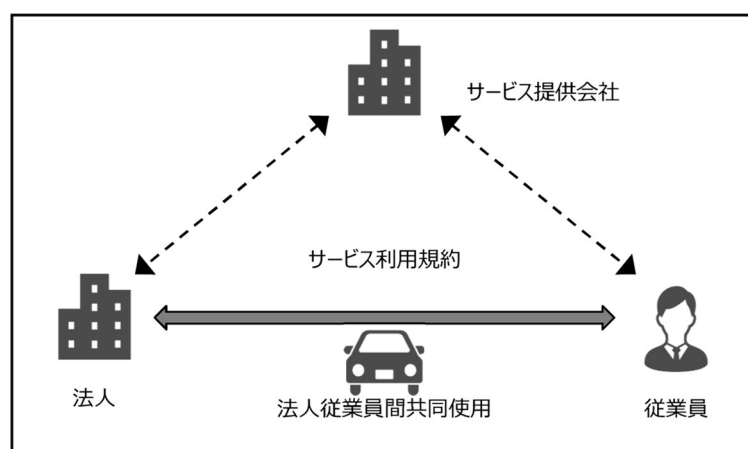


図1 本サービスを利用した場合の関係図の一例

なお、本サービスを利用するにあたって、共同使用契約の締結を希望する者(上図においては、法人及び従業員)は、当社の定める約款(以下、「サービス利用規約」という。)に同意し、当社との契約関係に入ることがを要することは、当社既存サービスと同様である。

## (2) 本サービスの構成要素

本サービスの構成要素は、前回照会書におけるものと、保有者が法人から法人の従業員に変わったこと以外、なんら変更をもたらすものではない。具体的には以下のとおりである（前回照会事例との変更部分に下線部を付す）。

### ア. 「長期継続的な契約関係・利用関係」を確保するための施策

- ・ 保有者及び共同使用者が、両者間で共同使用契約を締結することをサービス利用規約上義務付ける。
- ・ 保有者は、共同使用者たる法人の従業員（正規であれ、派遣であれ、共同使用契約の継続期間において継続して保有者の労働契約上の指揮監督下にある者をいう。以下同じ。）であることが本サービスを利用することの前提条件である。
- ・ 共同使用契約の契約期間は、一定期間以上(例えば、6ヶ月以上)とすることを、サ

サービス利用規約上義務付ける。また、保有者が共同使用者たる法人を退職した際には、共同使用契約は終了する。

#### イ. 共同使用契約上に定めることについてのサービス利用規約上の義務

共同使用契約はあくまで保有者及び共同使用者の合意であり、契約自由の原則が適用されるが、本サービスを利用するために、サービス利用規約上、保有者及び共同使用者に対し、以下の点を義務づける。

##### (ア) 「共同で車両の整備・管理」を行うことの義務付け

- ・ 共同使用者が車両の共同使用開始前に、その都度、対象となる車両の点検を行うことを共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ 上記点検において適切な使用を妨げる問題を 共同使用者が認識した場合、保有者と連携して問題を解消することを共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ 共同使用者から 保有者へ、維持管理コストとしての「共同使用料」が支払われる。「共同使用料」は、貸渡の対価を含むものではなく、ガソリン代、オイル交換代、自動車税、12ヶ月点検に係る費用、自賠責の保険料、車検費用、タイヤ費用、駐車場代、車両本体の取得費(経年劣化に係る部品交換費用を含む。)、その他車両の維持に必要とされる実費を基礎に按分された額をいう。
- ・ 上記共同使用料については、保有者と共同使用者の合意に基づき共同使用契約により定める。但し、サービス提供会社は、両当事者が設定において参酌することを目的とした共同使用料に関するガイドラインを提供する。

##### (イ) 自動車保険、その当事者の行為による損害発生対応方法に関する合意

- ・ 保有者及び共同使用者間で保険の加入必要性の有無、事故時にどちらの保険を適用するかについて共同使用契約により合意することを、サービス利用規約上義務付ける。
- ・ 共同使用者が保有者に不法な損害(反則金の未納付などの事案を含む。)を与えた場合に当該損害を補償する内容を共同使用契約に定めることを、サービス利用規約上義務付ける。

#### ウ. サービス提供会社の徴収する報酬

- ・ サービス提供会社は、(i) 共同使用者から、共同使用料及び本サービスの運営に係る費用等を取得し、(ii) 本サービスの運営に係る費用等を控除した上で、(iii) 保有者へ支払いを行う。但し、共同使用の機会毎に精算するものではなく、毎月月末締めを行うなど一定の期間分についての精算を行うこととする。
- ・ また、サービス提供会社は、(iv) 法人から、本サービスの運営に係る費用等を取得

する。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

#### (1) 見解

本サービスは同法第 80 条第 1 項の適用を受けない。

#### (2) 根拠

上記態様において共同使用契約に基づいて発生する共同使用料は、貸渡の対価を含むものではなく、維持費(車両の維持に必要とされる実費)を按分したものであり、かつ、本サービスは法人とその従業員との継続的な雇用関係を前提としており、「業として有償で貸し渡(す)」(道路運送法第 80 条第 1 項)に該当する態様ではないことは前回照会書における照会事例と異なるところはない。したがって、同法第 80 条第 1 項本文の許可を要しないと解される。

### 4. 連絡先

〒460-0011

愛知県名古屋市中区大須4丁目13-46 (本件担当 : 稲垣)

TEL:052-211-7626 FAX:052-251-1877

以上